

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件 新旧対照条文

○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>物の種類 塩素化ビフェニル（別名P） C(B)</p>	<p>値 ○・○一ミリグラム</p>	<p>物の種類 塩素化ビフェニル（別名P） C(B)</p>	<p>値 ○・五ミリグラム</p>
<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号から第二十八号まで、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27から28まで、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>		<p>特定化学物質障害予防規則第七條第一項第五号（第三十八條の十六第二項、第三十八條の十七第二項及び第三十八條の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十條第一項第七号へ（第五十條の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3若しくは6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号3若しくは6に係るもの又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第二十号から第二十五号まで、第二十七号、第二十八号、第三十号から第三十一号の二まで若しくは第三十三号から第三十六号までに掲げる物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、9から11まで、13から18まで、20から25まで、27、28、30から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物の濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>	

（略） アクリロニトリル	（略） 二立方センチメートル
（略） 塩素	（略） ○・五立方センチメートル
（略） クロム酸及びその塩	（略） μ クロムとして○・○五ミリグラ
五酸化バナジウム	バナジウムとして○・○三ミリ グラム
（略）	（略）
シアン化カリウム	シアンとして三ミリグラム
シアン化水素	三立方センチメートル
シアン化ナトリウム	シアンとして三ミリグラム
臭化メチル	一立方センチメートル
重クロム酸及びその塩	μ クロムとして○・○五ミリグラ
水銀及びその無機化合物（ 硫化水銀を除く。）	μ 水銀として○・○二五ミリグラ
トリレンジイソシアネート	○・○五立方センチメートル
ニッケル化合物（ニッケル カルボニルを除き、粉状の 物に限る。）	μ ニッケルとして○・一ミリグラ

（略） アクリロニトリル	（略） 四五ミリグラム又は二〇立方セ ンチメートル
（略） 塩素	（略） 三ミリグラム又は一立方センチ メートル
（略） クロム酸及びその塩	（略） ○・一ミリグラム
五酸化バナジウム	粉状のものにあつては、○・五 ミリグラム ヒューム状のものにあつては、 ○・○五ミリグラム
（略）	（略）
三酸化砒素	○・五ミリグラム
シアン化カリウム	五ミリグラム
シアン化水素	一ミリグラム又は一〇立方セ ンチメートル
シアン化ナトリウム	五ミリグラム
臭化メチル	六〇ミリグラム又は一五立方セ ンチメートル
重クロム酸及びその塩	○・一ミリグラム
水銀及びその無機化合物（ 硫化水銀を除く。）	○・○五ミリグラム
トリレンジイソシアネート	○・一ミリグラム又は○・○ 二立方センチメートル

ニツケルカルボニル ニトログリコール	(略)	○・〇五立方センチメートル
パラニトロクロルベンゼン	○・六ミリグラム	
砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	砒素として○・〇〇三ミリグラム	
弗化水素	○・五立方センチメートル	
ベンゼン	一立方センチメートル	
(略)	(略)	
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	マンガンとして○・二ミリグラム	
沃化メチル	二立方センチメートル	
硫化水素	五立方センチメートル	
硫酸ジメチル	○・一立方センチメートル	
備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。		

ニツケルカルボニル ニトログリコール	(略)	一・二ミリグラム又は○・二立方センチメートル
パラニトロクロルベンゼン	一ミリグラム	
弗化水素	二ミリグラム又は三立方センチメートル	
ベンゼン	三〇ミリグラム又は一〇立方センチメートル	
(略)	(略)	
マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)	五ミリグラム	
沃化メチル	二八ミリグラム又は五立方センチメートル	
硫化水素	一五ミリグラム又は一〇立方センチメートル	
硫酸ジメチル	五ミリグラム又は一立方センチメートル	
備考 この表の値は、温度二十五度、一気圧の空気一立方メートル当たりに占める当該物の重量又は容積を示す。		